

災害廃棄物中部ブロック広域連携計画

第二版

【中部地方環境事務所の主体別広域連携計画（案）】

平成 30 年 x 月 xx 日

※表中の最右欄には「広域連携計画第二版（平成 29 年 2 月 14 日）」の該当ページと使用様式を【 】内に記載

6.0. 連携体制の構築

中部地方環境事務所	被災県	被災県以外の県	環境省本省、他の地方環境事務所	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ <u>連携体制の構築</u></p> <p>1) 平時に構築した連携体制を基本とし、県内市町村を含め、中部ブロック内の関係者と連携体制を構築する</p> <p>2) 隣接するブロックとの調整が必要な場合、広域連携計画「3.中部ブロックにおける大規模災害」を参考に環境省本省、他の地方事務所と調整し、主担当の地方事務所を決定</p> <p>3) 地方整備局等、国の地方機関との連携体制を構築</p> <p>4) 必要に応じ、中部9県1市協議会開催県等を通じて、中部9県1市協議会との連携体制を構築</p> <p>5) D.Waste-Netの仕組みを活用し民間団体等との連携体制を構築</p>	<p>➤ <u>連携体制の構築</u></p> <p>1) 平時に構築した連携体制を基本とし、県内市町村を含め、中部ブロック内の関係者と連携体制を構築する</p>	<p>➤ <u>連携体制の構築</u></p> <p>1) 平時に構築した連携体制を基本とし、県内市町村を含め、中部ブロック内の関係者と連携体制を構築する</p>	<p>➤ <u>連携体制の構築</u></p> <p>1) 中部ブロックを越えた調整が必要な場合、中部事務所、他の地方事務所と調整し、当該ブロックの主担当の地方事務所を決定</p>	P.15

6.1. 情報共有（被害状況、災害廃棄物発生量、仮置場等の用地に関する情報共有）

中部地方環境事務所	被災県	被災県以外の県	環境省本省、他の地方環境事務所	広域連携計画 該当ページ等
<p><u>(1) 被害状況の共有手順</u></p> <p>1) 県に被害状況把握を依頼</p> <p>2) 県から県内の被害状況の集約結果を受領</p> <p>3) 中部ブロック内の被害状況を集約</p> <p>4) 環境省本省・中部ブロック協議会の各県に集約結果を提供</p>	<p><u>(1) 被害状況の共有手順</u></p> <p>1) 中部事務所から被害状況把握依頼を受領</p> <p>2) 県内市町村に被害状況把握を依頼</p> <p>3) 県内市町村から被害状況報告を受領</p> <p>4) 県内の被害状況を集約し、中部事務所に提供</p> <p>5) 中部事務所から中部ブロック内の被害状況を共有</p>	<p><u>(1) 被害状況の共有手順</u></p> <p>1) 中部事務所から被害状況把握依頼を受領</p> <p>2) 県内市町村に被害状況把握を依頼</p> <p>3) 県内市町村から被害状況報告を受領</p> <p>4) 県内の被害状況を集約し、中部事務所に提供</p> <p>5) 中部事務所から中部ブロック内の被害状況を共有</p>	<p><u>(1) 被害状況の共有手順</u></p> <p>1) 中部事務所から中部ブロック内の被害状況を共有</p>	P.17-18 【1】
<p><u>(2) 災害廃棄物発生量に関する情報共有</u></p> <p>1) 県から県内の発生量の集約結果を受領</p> <p>2) 中部ブロック内の発生量を集約</p> <p>3) 環境省本省・中部ブロック協議会の各県に集約結果を提供</p> <p>4) 被害状況に関する新たな情報が得られた場合等は同様の手順で情報を共有</p>	<p><u>(2) 災害廃棄物発生量に関する情報共有</u></p> <p>1) 県内市町村から発生量の概算を受領</p> <p>2) 県内の発生量を集約し、中部事務所に提供</p> <p>3) 中部事務所から中部ブロック内の発生量を共有</p> <p>4) 被害状況に関する新たな情報が得られた場合等は同様の手順で情報を共有</p>	<p><u>(2) 災害廃棄物発生量に関する情報共有</u></p> <p>1) 中部事務所から中部ブロック内の発生量を共有</p> <p>2) 被害状況に関する新たな情報が得られた場合等は同様の手順で情報を共有</p>	<p><u>(2) 災害廃棄物発生量に関する情報共有</u></p> <p>1) 中部事務所から中部ブロック内の発生量を共有</p> <p>2) 被害状況に関する新たな情報が得られた場合等は同様の手順で情報を共有</p>	【1】
<p><u>(3) 仮置場等の用地に関する情報共有</u></p> <p>1) 被災県から仮置場等に関する情報提供依頼を受領</p> <p>2) 仮置場等に使用可能な国有地に関する情報提供について、速やかに所管省庁の地方支分部局に要請</p> <p>3) 所管省庁の地方支分部局と必要な調整を行った上で、被災県に情報を提供</p>	<p><u>(3) 仮置場等の用地に関する情報共有</u></p> <p>1) 必要に応じ、中部事務所に仮置場等に関する情報提供を依頼</p> <p>2) 中部事務所から仮置場等に使用可能な国有地に係る情報を受領</p> <p>3) 被災市町村に対して中部事務所から受領した国有地に係る情報を提供</p>	<p><u>(3) 仮置場等の用地に関する情報共有</u></p> <p>—</p>	<p><u>(3) 仮置場等の用地に関する情報共有</u></p> <p>—</p>	

6.2. 人材、資機材の確保（基本手順：支援準備要請、支援要請、幹事支援県の決定～支援開始）

中部地方環境事務所	被災県	幹事支援県	環境省本省、他の地方環境事務所	広域連携計画 該当ページ等																				
<p>基本手順</p> <p>➤ <u>支援準備要請</u></p> <p>1) 被災県以外の県から支援準備に係る集約結果を受領</p> <p>➤ <u>支援要請</u></p> <p>2) 被災県から応援県に要請した内容を受領</p> <p>➤ <u>幹事支援県の決定～支援開始</u></p> <p>3) 幹事支援県から支援を主導する旨の連絡を受領</p> <p>4) 幹事支援県から支援の不足についての連絡を受領</p> <p>5) 必要に応じ環境省本省や他の地方事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて支援県候補を探し、幹事支援県に支援県候補を伝達</p> <p>6) 幹事支援県から支援割り振り案を受領</p> <p>7) 被災県から被災市町村に伝達した内容を受領</p>	<p>基本手順</p> <p>➤ <u>支援準備要請</u></p> <p>—</p> <p>➤ <u>支援要請</u></p> <p>1) 被災市町村から支援要請を受領</p> <p>2) 県で必要な支援も含め、県内で必要な支援を集約</p> <p>3) 県外からの支援が必要な場合、表 10 に示す順位の最も高い応援県に支援を要請し、その内容を中部事務所に報告</p> <p>表 10 被災県市と主たる応援県市の一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被災県市</th> <th>主たる応援県順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富山県</td> <td>1. 石川県、2. 長野県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>1. 富山県、2. 福井県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>福井県</td> <td>1. 石川県、2. 岐阜県、3. 滋賀県</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>1. 富山県、2. 石川県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>岐阜県</td> <td>1. 愛知県、2. 三重県、3. 富山県</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>1. 愛知県、2. 長野県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>1. 岐阜県、2. 三重県、3. 静岡県</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>1. 愛知県、2. 岐阜県、3. 滋賀県</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>1. 三重県、2. 福井県、3. 岐阜県</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ <u>幹事支援県の決定～支援開始</u></p> <p>4) 幹事支援県から支援を主導する旨の連絡を受領</p> <p>5) 幹事支援県から市町村別の支援割り振り案を受領</p> <p>6) 受領した支援割り振り案を確認（必要に応じ、割り振り変更について幹事支援県と調整）</p> <p>7) 支援割り振り案に基づき、支援主体、支援内容を支援要請した被災市町村に伝達</p> <p>8) 被災市町村に伝達した内容を幹事支援県と中部事務所にも伝達</p>	被災県市	主たる応援県順位	富山県	1. 石川県、2. 長野県、3. 岐阜県	石川県	1. 富山県、2. 福井県、3. 岐阜県	福井県	1. 石川県、2. 岐阜県、3. 滋賀県	長野県	1. 富山県、2. 石川県、3. 岐阜県	岐阜県	1. 愛知県、2. 三重県、3. 富山県	静岡県	1. 愛知県、2. 長野県、3. 岐阜県	愛知県	1. 岐阜県、2. 三重県、3. 静岡県	三重県	1. 愛知県、2. 岐阜県、3. 滋賀県	滋賀県	1. 三重県、2. 福井県、3. 岐阜県	<p>基本手順</p> <p>➤ <u>支援準備要請</u></p> <p>1) 被災県からの要請を待つことなく、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体に支援準備を要請</p> <p>2) 県内で可能な支援内容を集約し、集約結果を中部事務所に報告</p> <p>➤ <u>支援要請</u></p> <p>3) 被災県から支援要請を受領</p> <p>➤ <u>幹事支援県の決定～支援開始</u></p> <p>4) 特段事情がない限り幹事支援県として支援を主導</p> <p>5) 幹事支援県として支援を主導する旨を被災県及び中部事務所に報告</p> <p>6) 応援県のみでは支援が不足する場合、中部事務所に連絡</p> <p>7) 中部事務所から支援県候補に係る情報を受領</p> <p>8) 支援県候補と調整し追加の支援県を決定</p> <p>9) 幹事支援県及び支援県において取りまとめた支援主体、支援内容を踏まえ、被災市町村別の支援割り振り案を作成</p> <p>10) 支援割り振り案を被災県及び中部事務所に伝達（必要に応じ割り振り変更について被災県と調整）</p> <p>11) 被災県から被災市町村に伝達した内容を受領</p> <p>12) 支援主体となった場合、必要な調整・手配をして迅速に支援</p>	<p>基本手順</p> <p>➤ <u>支援準備要請</u></p> <p>—</p> <p>➤ <u>支援要請</u></p> <p>—</p> <p>➤ <u>幹事支援県の決定～支援開始</u></p> <p>1) 中部ブロック外も含めた支援が必要な場合、中部事務所と調整</p>	<p>P19-25</p> <p>【2-1】</p> <p>【2-2、3-2】</p> <p>【2-3】</p> <p>【2-5、3-3】</p> <p>【3-3】</p>
被災県市	主たる応援県順位																							
富山県	1. 石川県、2. 長野県、3. 岐阜県																							
石川県	1. 富山県、2. 福井県、3. 岐阜県																							
福井県	1. 石川県、2. 岐阜県、3. 滋賀県																							
長野県	1. 富山県、2. 石川県、3. 岐阜県																							
岐阜県	1. 愛知県、2. 三重県、3. 富山県																							
静岡県	1. 愛知県、2. 長野県、3. 岐阜県																							
愛知県	1. 岐阜県、2. 三重県、3. 静岡県																							
三重県	1. 愛知県、2. 岐阜県、3. 滋賀県																							
滋賀県	1. 三重県、2. 福井県、3. 岐阜県																							

6.2. 人材、資機材の確保（表10に示す応援県全てが被災：支援準備要請、支援要請、幹事支援県の決定～支援開始）

中部地方環境事務所	被災県	幹事支援県	環境省本省、他の地方環境事務所	広域連携計画 該当ページ等
<p>表10に示す応援県全てが被災</p> <p>➤ <u>支援準備要請</u></p> <p>1) 被災県の要請を待つことなく、支援県候補を決定し支援県候補に通知</p> <p>2) 支援県候補から支援準備に係る集約結果を受領</p> <p>➤ <u>支援要請</u></p> <p>3) 被災県から支援要請受領</p> <p>➤ <u>幹事支援県の決定～支援開始</u></p> <p>4) 必要に応じ環境省本省や他の地方事務所と調整の上、被災県ごとに幹事支援県及び支援県（幹事支援県のみでは支援が不足する場合）を決定</p> <p>5) 幹事支援県と支援県に対して <u>幹事支援県通知・支援県通知を发出するとともに</u>、被災県の要請内容を提供</p> <p>6) 幹事支援県から支援割り振り案を受領</p> <p>7) 被災県から被災市町村に伝達した内容を受領</p>	<p>表10に示す応援県全てが被災</p> <p>➤ <u>支援準備要請</u></p> <p>—</p> <p>➤ <u>支援要請</u></p> <p>4) 被災市町村から支援要請を受領</p> <p>5) 県で必要な支援も含め、県内で必要な支援を集約</p> <p>6) 県外からの支援が必要な場合、中部事務所に支援を要請</p> <p>➤ <u>幹事支援県の決定～支援開始</u></p> <p>7) 幹事支援県から市町村別の支援割り振り案を受領</p> <p>8) 受領した支援割り振り案を確認（必要に応じ、割り振り変更について幹事支援県と調整）</p> <p>9) 支援割り振り案に基づき、支援主体、支援内容を支援要請した被災市町村に伝達</p> <p>10) 被災市町村に伝達した内容を幹事支援県と中部事務所にも伝達</p>	<p>表10に示す応援県全てが被災</p> <p>➤ <u>支援準備要請</u></p> <p>1) 中部事務所から支援県候補通知を受領</p> <p>2) 県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体に支援準備を要請</p> <p>3) 県内で可能な支援内容を集約し、集約結果を中部事務所に報告</p> <p>➤ <u>支援要請</u></p> <p>➤ <u>幹事支援県の決定～支援開始</u></p> <p>4) 中部事務所から <u>幹事支援県通知及び被災県の要請内容を受領</u> <i>（他県も支援する場合その情報も受領）</i></p> <p>5) 必要に応じて県内及び県外の関係者（支援県、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等）と支援割り振り案に関して調整</p> <p>6) 幹事支援県及び支援県において取りまとめた支援主体、支援内容を踏まえ、被災市町村別の支援割り振り案を作成</p> <p>7) 支援割り振り案を被災県及び中部事務所に伝達（必要に応じ割り振り変更について被災県と調整）</p> <p>8) 被災県から被災市町村に伝達した内容を受領</p> <p>9) 割り振り結果を自県内の各支援主体及び支援県に伝達</p> <p>10) 支援主体となった場合、必要な調整・手配をして迅速に支援</p>	<p>表10に示す応援県全てが被災</p> <p>➤ <u>支援準備要請</u></p> <p>—</p> <p>➤ <u>支援要請</u></p> <p>—</p> <p>➤ <u>幹事支援県の決定～支援開始</u></p> <p>1) 中部ブロック外も含めた支援が必要な場合、中部事務所と調整</p>	<p>P.19-25</p> <p>【2-4】【2-1】</p> <p>【2-1】</p> <p>【2-2, 3-2】</p> <p>【3-1】</p> <p>【2-3, 3-1】</p> <p>【2-4, 3-1, 3-2】</p> <p>【3-1, 3-2, 3-3】</p> <p>【3-1, 3-2, 3-3】</p> <p>【2-5, 3-3】</p>

6.2. 人材、資機材の確保（表10の応援権全て・中部事務所が被災：支援準備要請、支援要請、幹事支援県の決定～支援開始）

中部地方環境事務所	被災県	幹事支援県	環境省本省、他の地方環境事務所	広域連携計画 該当ページ等								
表10に示す応援県全て・中部事務所が被災	表10に示す応援県全て・中部事務所が被災	表10に示す応援県全て・中部事務所が被災	表10に示す応援県全て・中部事務所が被災	p.26-28								
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 支援準備要請 — 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 支援準備要請 — 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 支援準備要請 1) 被災県からの要請を待つことなく、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体に支援準備を要請 2) 県内で可能な支援内容を集約 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 支援準備要請 — 	<p>p.26-28</p> <p>【2-1】</p> <p>【3-2】</p>								
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 支援要請 — 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 支援要請 1) 被災市町村から支援要請を受領 2) 県で必要な支援も含め、県内で必要な支援を集約 3) 県外からの支援が必要な場合、表11に示す順位の最も高い応援県に支援を要請 <p style="text-align: center;">表11 被災県市と主たる応援県市の一覧表 (太平洋側の複数県が被災した場合)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>被災県市</th> <th>主たる応援県順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県</td> <td>1. 富山県、2. 長野県</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>1. 石川県、2. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>1. 福井県、2. 滋賀県</td> </tr> </tbody> </table>	被災県市	主たる応援県順位	静岡県	1. 富山県、2. 長野県	愛知県	1. 石川県、2. 岐阜県	三重県	1. 福井県、2. 滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 支援要請 3) 被災県から支援要請を受領 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 支援要請 — 	<p>【2-3】</p> <p>【3-1】</p> <p>【3-1】</p>
被災県市	主たる応援県順位											
静岡県	1. 富山県、2. 長野県											
愛知県	1. 石川県、2. 岐阜県											
三重県	1. 福井県、2. 滋賀県											
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 幹事支援県の決定～支援開始 — 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 幹事支援県の決定～支援開始 9) 幹事支援県から支援を主導する旨の連絡を受領 10) 幹事支援県から市町村別の支援割り振り案を受領 11) 受領した支援割り振り案を確認（必要に応じ、割り振り変更について幹事支援県と調整） 12) 支援割り振り案に基づき、支援主体、支援内容を支援要請した被災市町村に伝達 13) 被災市町村に伝達した内容を幹事支援県と環境省本省にも伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 幹事支援県の決定～支援開始 4) 特段事情がない限り幹事支援県として支援を主導 5) 幹事支援県として支援を主導する旨を被災県、応援県順位2位の県及び環境省本省に報告 6) 応援県のみでは支援が不足する場合、環境省本省に連絡 7) 環境省本省から支援県候補に係る情報を受領 8) 支援県候補と調整し追加の支援県を決定 9) 幹事支援県及び支援県において取りまとめた支援主体、支援内容を踏まえ、被災市町村別の支援割り振り案を作成 10) 支援割り振り案を被災県及び環境省本省に伝達（必要に応じ割り振り変更について被災県と調整） 11) 被災県から被災市町村に伝達した内容を受領 12) 支援主体となった場合、必要な調整・手配をして迅速に支援 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 幹事支援県の決定～支援開始 1) 幹事支援県から支援を主導する旨を受領 2) 幹事支援県から支援の不足についての連絡を受領 3) 必要に応じ他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて支援県候補を探し、幹事支援県に支援県候補を伝達 4) 幹事支援県から支援割り振り案を受領 5) 被災県から被災市町村に伝達した内容を受領 	<p>【2-4, 3-1, 3-2】</p> <p>【2-4, 3-2】</p> <p>【3-1, 3-2, 3-3】</p> <p>【2-5, 3-3】</p> <p>【3-3】</p>								

6.3. 既存の処理施設の活用（基本手順：緊急処理準備要請、緊急処理要請、幹事緊急処理県の決定～緊急処理開始）

中部地方環境事務所	被災県	幹事緊急処理県	環境省本省、他の地方環境事務所	広域連携計画 該当ページ等
<p>基本手順</p> <p>➤ <u>緊急処理準備要請</u></p> <p>1) 被災県から緊急処理が必要と推測される災害廃棄物等の種類を受領</p> <p>2) 被災県からの情報、自らが収集した情報等を踏まえ、緊急処理が必要と推測される災害廃棄物等の種類を中部ブロック内の県・政令市に伝達</p> <p>3) 県から集約結果を受領</p> <p>➤ <u>緊急処理要請</u></p> <p>4) 被災県から応援県に要請した内容を受領</p> <p>➤ <u>幹事緊急処理県の決定～緊急処理開始</u></p> <p>5) 幹事緊急処理県から緊急処理を主導する旨の連絡を受領</p> <p>6) 幹事緊急処理県から支援の不足についての連絡を受領</p> <p>7) 必要に応じ環境省本省や他の地方事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて緊急処理県候補を探し、幹事緊急処理県に緊急処理県候補を伝達</p> <p>8) 幹事緊急処理県から割り振り案を受領</p> <p>9) 被災県から被災市町村に伝達した内容を受領</p>	<p>基本手順</p> <p>➤ <u>緊急処理準備要請</u></p> <p>1) 県内の被害状況を踏まえ、緊急処理が必要と推測される災害廃棄物等の種類を中部事務所に伝達</p> <p>➤ <u>緊急処理要請</u></p> <p>2) 被災市町村から緊急処理要請を受領</p> <p>3) 可能な範囲で県内処理を検討した上で、緊急処理必要量を推計</p> <p>4) 緊急処理が必要な場合、表 13（10）に示す順位の最も高い応援県に緊急処理を要請し、その内容を中部事務所に報告（一覧表は p. 4 参照）</p> <p>➤ <u>幹事緊急処理県の決定～緊急処理開始</u></p> <p>5) 幹事緊急処理県から緊急処理を主導する旨の連絡を受領</p> <p>6) 幹事緊急処理県から市町村別の割り振り案を受領</p> <p>7) 受領した割り振り案を確認（必要に応じ、割り振り変更について幹事緊急処理県と調整）</p> <p>8) 割り振り案に基づき、緊急処理受入施設、緊急処理受入量を緊急処理が必要となる被災市町村に伝達</p> <p>9) 被災市町村に伝達した内容を幹事緊急処理県と中部事務所にも伝達</p>	<p>基本手順</p> <p>➤ <u>緊急処理準備要請</u></p> <p>1) 中部事務所から緊急処理が必要な災害廃棄物等の種類に係る情報、緊急処理の受入れ準備要請を受領</p> <p>2) 政令市からの情報も含め、県内の受入れ可能な処理施設に関する情報を集約し、集約結果を中部事務所に報告</p> <p>➤ <u>緊急処理要請</u></p> <p>3) 被災県から緊急処理要請を受領</p> <p>➤ <u>幹事緊急処理県の決定～緊急処理開始</u></p> <p>4) 特段事情がない限り幹事緊急処理県として支援を主導</p> <p>5) 幹事緊急処理県として緊急処理を主導する旨を被災県及び中部事務所に報告</p> <p>6) 応援県のみでは支援が不足する場合、中部事務所に連絡</p> <p>7) 中部事務所から緊急処理県候補に係る情報を受領</p> <p>8) 緊急処理県候補と調整し追加の緊急処理県を決定</p> <p>9) 幹事緊急処理県及び緊急処理県において取りまとめた緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等を踏まえ、被災市町村別の割り振り案を作成</p> <p>10) 割り振り案を被災県及び中部事務所に伝達（必要に応じ割り振り変更について被災県と調整）</p> <p>11) 被災県から被災市町村に伝達した内容を受領</p> <p>12) 割り振り結果を自県内の緊急処理受入れ施設の管理者及び緊急処理県に伝達</p> <p>13) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領</p> <p>14) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、必要な調整・手配をした上で迅速に支援</p>	<p>基本手順</p> <p>➤ <u>緊急処理準備要請</u></p> <p>—</p> <p>➤ <u>緊急処理要請</u></p> <p>—</p> <p>➤ <u>幹事緊急処理県の決定～緊急処理開始</u></p> <p>1) 中部ブロック外も含めた支援が必要な場合、中部事務所と調整</p>	<p>P. 29-32</p> <p>【4-1】</p> <p>【4-1】</p> <p>【4-2, 5-2】</p> <p>【4-3】</p> <p>【5-1】</p> <p>【4-3, 5-1】</p> <p>【4-4, 5-1, 5-2】</p> <p>【4-4, 5-1, 5-2】</p> <p>【5-1, 5-2, 5-3】</p> <p>【4-5】 【5-3】</p> <p>【5-3】</p>

6.3. 既存の処理施設の活用（表10に示す応援県全てが被災：緊急処理準備要請、緊急処理要請、幹事緊急処理県の決定～緊急処理開始）

中部地方環境事務所	被災県	幹事支援県	環境省本省、他の地方環境事務所	広域連携計画 該当ページ等
<p>表10に示す応援県全てが被災</p> <p>➢ <u>緊急処理準備要請</u></p> <p>1) 被災県から緊急処理が必要と推測される災害廃棄物等の種類を受領</p> <p>2) 被災県からの情報、自らが収集した情報等を踏まえ、緊急処理が必要と推測される災害廃棄物等の種類を中部ブロック内の県・政令市に伝達</p> <p>3) 県から集約結果を受領</p> <p>➢ <u>緊急処理要請</u></p> <p>4) 被災県から緊急処理要請受領</p> <p>➢ <u>幹事緊急処理県の決定～緊急処理開始</u></p> <p>5) 必要に応じ環境省本省や他の地方事務所と調整の上、被災県ごとに幹事緊急処理県及び緊急処理県（幹事緊急処理県のみでは支援が不足する場合）を決定</p> <p>6) 幹事緊急処理県と緊急処理県に対して<u>幹事緊急処理県通知・緊急処理県通知を発出するとともに</u>、被災県の要請内容を提供</p> <p>7) 幹事緊急処理県から割り振り案を受領</p> <p>8) 被災県から被災市町村に伝達した内容を受領</p>	<p>表10に示す応援県全てが被災</p> <p>➢ <u>緊急処理準備要請</u></p> <p>1) 県内の被害状況を踏まえ、緊急処理が必要と推測される災害廃棄物等の種類を中部事務所に伝達</p> <p>➢ <u>緊急処理要請</u></p> <p>2) 被災市町村から緊急処理要請を受領</p> <p>3) 可能な範囲で県内処理を検討した上で、緊急処理必要量を推計</p> <p>4) 緊急処理が必要な場合、中部事務所に支援を要請</p> <p>➢ <u>幹事緊急処理県の決定～緊急処理開始</u></p> <p>5) 幹事緊急処理県から市町村別の割り振り案を受領</p> <p>6) 受領した割り振り案を確認（必要に応じ、割り振り変更について幹事緊急処理県と調整）</p> <p>7) 割り振り案に基づき、緊急処理受入施設、緊急処理受入量を緊急処理が必要となる被災市町村に伝達</p> <p>8) 被災市町村に伝達した内容を幹事緊急処理県と中部事務所にも伝達</p>	<p>表10に示す応援県全てが被災</p> <p>➢ <u>緊急処理準備要請</u></p> <p>1) 中部事務所から緊急処理が必要な災害廃棄物等の種類に係る情報、緊急処理の受入れ準備要請を受領</p> <p>2) 政令市からの情報も含め、県内の受入れ可能な処理施設に関する情報を集約し、集約結果を中部事務所に報告</p> <p>➢ <u>緊急処理要請</u></p> <p>—</p> <p>➢ <u>幹事緊急処理県の決定～緊急処理開始</u></p> <p>3) 中部事務所から<u>幹事緊急処理県通知及び被災県の要請内容を受領（他県も支援する場合その情報も受領）</u></p> <p>4) 必要に応じて県内及び県外の関係者（緊急処理県、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等）と割り振り案に関して調整</p> <p>5) 幹事緊急処理県及び緊急処理県において取りまとめた緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等を踏まえ、被災市町村別の割り振り案を作成</p> <p>6) 割り振り案を被災県及び中部事務所に伝達（必要に応じ割り振り変更について被災県と調整）</p> <p>7) 被災県から被災市町村に伝達した内容を受領</p> <p>8) 割り振り結果を自県内の緊急処理受入れ施設の管理者及び緊急処理県に伝達</p> <p>9) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領</p> <p>10) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、必要な調整・手配をした上で迅速に支援</p>	<p>表10に示す応援県全てが被災</p> <p>➢ <u>緊急処理準備要請</u></p> <p>—</p> <p>➢ <u>緊急処理要請</u></p> <p>—</p> <p>➢ <u>幹事緊急処理県の決定～緊急処理開始</u></p> <p>1) 中部ブロック外も含めた支援が必要な場合、中部事務所と調整</p>	<p>P.32-35</p> <p>【4-1】</p> <p>【4-1】</p> <p>【4-1】</p> <p>【4-3】</p> <p>【4-3, 5-1】</p> <p>【4-4, 5-1, 5-2】</p> <p>【5-1, 5-2, 5-3】</p> <p>【4-5, 5-3】</p> <p>【4-5, 5-3】</p> <p>【5-3】</p> <p>【5-3】</p>

6.3. 既存の処理施設の活用（表 10 に示す応援県全て・中部事務所が被災：緊急処理準備要請、緊急処理要請、幹事緊急処理県の決定～緊急処理開始）

中部地方環境事務所	被災県	幹事支援県	環境省本省、他の地方環境事務所	広域連携計画 該当ページ等
<p>表 10 に示す応援県全て・中部事務所が被災</p> <p>➤ <u>緊急処理準備要請</u></p> <p>—</p> <p>➤ <u>緊急処理要請</u></p> <p>—</p> <p>➤ <u>幹事緊急処理県の決定～緊急処理開始</u></p> <p>—</p>	<p>表 10 に示す応援県全て・中部事務所が被災</p> <p>➤ <u>緊急処理準備要請</u></p> <p>1) 県内の被害状況を踏まえ、緊急処理が必要と推測される災害廃棄物等の種類を環境省本省に伝達</p> <p>➤ <u>緊急処理要請</u></p> <p>2) 被災市町村から緊急処理要請を受領</p> <p>3) 可能な範囲で県内処理を検討した上で、緊急処理必要量を推計</p> <p>4) 県外からの支援が必要な場合、表 14 (11) に示す順位の最も高い応援県に緊急処理を要請し、その内容を環境省本省に報告（一覧表は p. 6 参照）</p> <p>➤ <u>幹事緊急処理県の決定～緊急処理開始</u></p> <p>5) 幹事緊急処理県から緊急処理を主導する旨の連絡を受領</p> <p>6) 幹事緊急処理県から市町村別の割り振り案を受領</p> <p>7) 受領した割り振り案を確認（必要に応じ、割り振り変更について幹事緊急処理県と調整）</p> <p>8) 割り振り案に基づき、緊急処理受入施設、緊急処理受入量を緊急処理が必要となる被災市町村に伝達</p> <p>9) 被災市町村に伝達した内容を幹事緊急処理県と環境省本省にも伝達</p>	<p>表 10 に示す応援県全て・中部事務所が被災</p> <p>➤ <u>緊急処理準備要請</u></p> <p>1) 中部事務所から緊急処理が必要な災害廃棄物等の種類に係る情報、緊急処理の受入れ準備要請を受領</p> <p>2) 政令市からの情報も含め、県内の受入れ可能な処理施設に関する情報を集約し、集約結果を中部事務所に報告</p> <p>➤ <u>緊急処理要請</u></p> <p>3) 被災県から支援要請を受領</p> <p>➤ <u>幹事緊急処理県の決定～緊急処理開始</u></p> <p>4) 特段事情がない限り幹事緊急処理県として支援を主導</p> <p>5) 幹事緊急処理県として緊急処理を主導する旨を被災県、応援県順位 2 位の県及び環境省本省に報告</p> <p>6) 応援県のみでは支援が不足する場合、環境省本省に連絡</p> <p>7) 環境省本省から緊急処理県候補に係る情報を受領</p> <p>8) 緊急処理県候補と調整し追加の緊急処理県を決定</p> <p>9) 幹事緊急処理県及び印級処理県において取りまとめた緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等を踏まえ、被災市町村別の割り振り案を作成</p> <p>10) 割り振り案を被災県及び環境省本省に伝達（必要に応じ割り振り変更について被災県と調整）</p> <p>11) 被災県から被災市町村に伝達した内容を受領</p> <p>12) 割り振り結果を自県内の緊急処理受入れ施設の管理者及び緊急処理県に伝達</p> <p>13) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村から必要な緊急処理の詳細を受領</p> <p>14) 緊急処理受入れ施設の管理者の場合、必要な調整・手配をした上で迅速に支援</p>	<p>表 10 に示す応援県全て・中部事務所が被災</p> <p>➤ <u>緊急処理準備要請</u></p> <p>1) 被災県から緊急処理が必要と推測される災害廃棄物等の種類を受領</p> <p>2) 被災県からの情報、自らが収集した情報等を踏まえ、緊急処理が必要と推測される災害廃棄物等の種類を中部ブロック内の県・政令市に伝達</p> <p>3) 県から集約結果を受領</p> <p>➤ <u>緊急処理要請</u></p> <p>4) 被災県から応援県に要請した内容を受領</p> <p>➤ <u>幹事緊急処理県の決定～緊急処理開始</u></p> <p>6) 幹事支援県から緊急処理を主導する旨を受領</p> <p>7) 幹事緊急処理県から支援の不足についての連絡を受領</p> <p>8) 必要に応じ他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて緊急処理県候補を探し、幹事緊急処理県に緊急処理県候補を伝達</p> <p>9) 幹事緊急処理県から割り振り案を受領</p> <p>10) 被災県から被災市町村に伝達した内容を受領</p>	<p>P. 36-39</p> <p>【4-1】</p> <p>【4-1】</p> <p>【4-2, 5-2】</p> <p>【4-3, 5-1】</p> <p>【4-4, 5-1, 5-2】</p> <p>【4-4, 5-1, 5-2】</p> <p>【4-5, 5-3】</p> <p>【4-5, 5-3】</p> <p>【5-3】</p> <p>【5-3】</p>

7.0. 連携体制の構築

中部地方環境事務所	被災県	被災県以外の県	環境省本省、他の地方環境事務所	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ 地域ブロック及び主担当の地方環境事務所の選定</p> <p>1) 災害応急対応時に構築した体制を確認し、明らかになった被害範囲や災害復旧・復興時に必要な支援県の範囲を踏まえ、必要な見直しを行い、広域連携体制を構築すべき地理的範囲を検討</p>	<p>➤ 地域ブロック及び主担当の地方環境事務所の選定</p>	<p>➤ 地域ブロック及び主担当の地方環境事務所の選定</p>	<p>➤ 地域ブロック及び主担当の地方環境事務所の選定</p>	P. 40
<p><u>広域連携体制構築範囲が中部事務所管内にとどまる場合</u></p> <p>2) 中部事務所が主担当の地方環境事務所となり、中部事務所管内の広域連携に関する連絡調整を一元的に担当</p>	<p><u>広域連携体制構築範囲が中部事務所管内にとどまる場合</u></p> <p>—</p>	<p><u>広域連携体制構築範囲が中部事務所管内にとどまる場合</u></p> <p>—</p>	<p><u>広域連携体制構築範囲が中部事務所管内にとどまる場合</u></p> <p>—</p>	P. 40
<p><u>広域連携体制構築範囲が中部事務所管外に及ぶ場合</u></p> <p>2) 環境省本省、広域連携を構築すべき地域を管轄する他の地方環境事務所と調整</p> <p>3) 地域ブロックの自治体に地域ブロックの範囲と主担当の地方環境事務所を伝達</p>	<p><u>広域連携体制構築範囲が中部事務所管外に及ぶ場合</u></p> <p>1) 中部事務所より地域ブロックの範囲と主担当の地方環境事務所を伝達</p>	<p><u>広域連携体制構築範囲が中部事務所管外に及ぶ場合</u></p> <p>1) 中部事務所より地域ブロックの範囲と主担当の地方環境事務所を伝達</p>	<p><u>広域連携体制構築範囲が中部事務所管外に及ぶ場合</u></p> <p>1) 広域連携を構築すべき地域について、中部事務所、他の地方環境事務所と調整</p>	P. 41
<p><u>広域連携を複数の主担当の事務所で対応せざるを得ない場合</u></p> <p>2) 環境省本省、広域連携を構築すべき地域を管轄する複数の地方環境事務所と調整</p> <p>3) 中部ブロック内の自治体に各地域ブロックの範囲と主担当の地方環境事務所を伝達</p>	<p><u>広域連携を複数の主担当の事務所で対応せざるを得ない場合</u></p> <p>1) 中部事務所より地域ブロックの範囲と主担当の地方環境事務所を伝達</p>	<p><u>広域連携を複数の主担当の事務所で対応せざるを得ない場合</u></p> <p>1) 中部事務所より地域ブロックの範囲と主担当の地方環境事務所を伝達</p>	<p><u>広域連携を複数の主担当の事務所で対応せざるを得ない場合</u></p> <p>1) 広域連携を構築すべき地域について、中部事務所、他の地方環境事務所と調整</p>	P. 41

7.1. 情報共有（災害廃棄物発生量、処理指針・実行計画、処理進捗、仮置場等の用地に関する情報共有）

中部地方環境事務所	被災県	被災県以外の県	環境省本省、他の地方環境事務所	広域連携計画 該当ページ等
<p><u>（1）災害廃棄物発生量に関する情報共有</u></p> <p>1) 被災県から発生量の集約結果を受領</p> <p>2) 中部ブロック内の発生量を集約</p> <p>3) 環境省本省・中部ブロック内の全県に集約結果を提供</p> <p>4) 実行計画の策定や改定時期など、発生量の推計に見直しが生じた場合は同様の手順で情報を共有</p>	<p><u>（1）災害廃棄物発生量に関する情報共有</u></p> <p>1) 県内市町村から発生量を受領</p> <p>2) 県内の発生量を集約し、中部事務所に提供</p> <p>3) 中部事務所から中部ブロック内の発生量を共有</p> <p>4) 実行計画の策定や改定時期など、発生量の推計に見直しが生じた場合は同様の手順で情報を共有</p>	<p><u>（1）災害廃棄物発生量に関する情報共有</u></p> <p>1) 中部事務所から中部ブロック内の発生量を共有</p> <p>2) 実行計画の策定や改定時期など、発生量の推計に見直しが生じた場合は同様の手順で情報を共有</p>	<p><u>（1）災害廃棄物発生量に関する情報共有</u></p> <p>1) 中部事務所から中部ブロック内の発生量を共有</p> <p>2) 実行計画の策定や改定時期など、発生量の推計に見直しが生じた場合は同様の手順で情報を共有</p>	P. 43
<p><u>（2）処理指針、実行計画の検討時の情報共有</u></p> <p>1) 環境省本省より災害廃棄物処理指針策定に係る情報を受領</p> <p>2) 必要に応じて被災地及び支援県・広域処理県に職員を派遣し、災害廃棄物処理指針の検討に必要な情報を収集</p> <p>3) 必要に応じて被災地に職員を派遣し、災害廃棄物処理指針の検討状況などを被災県・被災市町村に提供</p> <p>4) 被災県・被災市町村より実行計画策定に係る情報を受領</p>	<p><u>（2）処理指針、実行計画の検討時の情報共有</u></p> <p>1) 自県及び県内市町村の実行計画の策定有無について、中部事務所に伝達</p>	<p><u>（2）処理指針、実行計画の検討時の情報共有</u></p> <p>1) 必要に応じて被災地に職員を派遣し、可能な支援内容、受入れ可能な広域処理量などを被災県・被災市町村に提供</p>	<p><u>（2）処理指針、実行計画の検討時の情報共有</u></p> <p>1) 災害廃棄物処理指針策定の有無について、可能な限り早く中部事務所に伝達</p> <p>2) 必要に応じて被災地及び支援県・広域処理県に職員を派遣し、災害廃棄物処理指針の検討に必要な情報を収集</p> <p>3) 必要に応じて被災地に職員を派遣し、災害廃棄物処理指針の検討状況などを被災県・被災市町村に提供</p>	P. 43
<p><u>（3）災害廃棄物処理の進捗状況に関する情報共有</u></p> <p>1) 環境省本省と調整の上、災害廃棄物処理の進捗状況に関する情報共有の頻度（毎月1回程度）を決定</p> <p>2) 被災県に災害廃棄物処理の進捗状況に関する報告を依頼</p> <p>3) 被災県内の災害廃棄物処理の進捗状況を受領</p> <p>4) 中部ブロック内の災害廃棄物処理の進捗状況を集約</p> <p>5) 集約結果を環境省本省・中部ブロック内の全県に提供</p>	<p><u>（3）災害廃棄物処理の進捗状況に関する情報共有</u></p> <p>1) 中部事務所から災害廃棄物処理の進捗状況に関する報告依頼を受領</p> <p>2) 県内の災害廃棄物処理の進捗状況を集約し、中部事務所に提供</p> <p>3) 中部事務所から中部ブロック内の進捗状況を共有</p>	<p><u>（3）災害廃棄物処理の進捗状況に関する情報共有</u></p> <p>1) 中部事務所から中部ブロック内の進捗状況を共有</p>	<p><u>（3）災害廃棄物処理の進捗状況に関する情報共有</u></p> <p>1) 中部事務所と調整の上、災害廃棄物処理の進捗状況に関する情報共有の頻度（毎月1回程度）を決定</p> <p>2) 中部事務所から中部ブロック内の進捗状況を共有</p>	P. 44
<p><u>（4）仮置場等の用地に関する情報共有</u></p> <p><u>〔災害応急対応時に確保した分では不足する場合〕</u></p> <p>1) 被災県から仮置場等に関する情報提供依頼を受領</p> <p>2) 仮置場等に使用可能な国有地に関する情報提供について、速やかに所管省庁の地方支分部局に要請</p> <p>3) 所管省庁の地方支分部局と必要な調整を行った上で、被災県に情報を提供</p>	<p><u>（4）仮置場等の用地に関する情報共有</u></p> <p><u>〔災害応急対応時に確保した分では不足する場合〕</u></p> <p>1) 必要に応じ、中部事務所に仮置場等に関する情報提供を依頼</p> <p>2) 中部事務所から仮置場等に使用可能な国有地に係る情報を受領</p> <p>3) <u>被災市町村に対して中部事務所から受領した国有地に係る情報を提供</u></p>	<p><u>（4）仮置場等の用地に関する情報共有</u></p> <p>—</p>	<p><u>（4）仮置場等の用地に関する情報共有</u></p> <p><u>〔災害応急対応時に確保した分では不足する場合〕</u></p> <p>—</p>	P. 44

7.2. 人材、資機材の確保（災害応急対応時からの支援の終了・継続）

中部地方環境事務所	被災県	被災県以外の県	環境省本省、他の地方環境事務所	広域連携計画 該当ページ等																												
<p>※本項では、「災害応急対応時から継続する人材及び資機材の支援」を総じて「支援」という</p> <p><u>（1）人材派遣及び資機材支援の終了・継続</u></p> <p>➤ <u>支援の終了</u></p> <p>1) 支援の終了について、被災県より連絡を受領</p> <p>➤ <u>支援の継続</u></p> <p>1) 支援の不足分について、被災県からの支援要請を受領</p> <p>2) 表 10 又は表 11 に示す応援県順位、必要に応じて環境省本省や他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて支援可能な県を探した上で、支援県候補と支援について調整</p> <p>3) 決定した支援について、被災県に連絡</p> <p>4) 必要に応じ、支援の過不足・不均衡等の問題について、被災県・支援県に助言</p> <p>表 10 被災県市と主たる応援県市の一覧表</p> <table border="1" data-bbox="225 1100 685 1516"> <thead> <tr> <th>被災県市</th> <th>主たる応援県順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富山県</td> <td>1. 石川県、2. 長野県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>1. 富山県、2. 福井県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>福井県</td> <td>1. 石川県、2. 岐阜県、3. 滋賀県</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>1. 富山県、2. 石川県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>岐阜県</td> <td>1. 愛知県、2. 三重県、3. 富山県</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>1. 愛知県、2. 長野県、3. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>1. 岐阜県、2. 三重県、3. 静岡県</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>1. 愛知県、2. 岐阜県、3. 滋賀県</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>1. 三重県、2. 福井県、3. 岐阜県</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 11 被災県市と主たる応援県市の一覧表 (太平洋側の複数県が被災した場合)</p> <table border="1" data-bbox="225 1633 685 1801"> <thead> <tr> <th>被災県市</th> <th>主たる応援県順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県</td> <td>1. 富山県、2. 長野県</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>1. 石川県、2. 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>1. 福井県、2. 滋賀県</td> </tr> </tbody> </table>	被災県市	主たる応援県順位	富山県	1. 石川県、2. 長野県、3. 岐阜県	石川県	1. 富山県、2. 福井県、3. 岐阜県	福井県	1. 石川県、2. 岐阜県、3. 滋賀県	長野県	1. 富山県、2. 石川県、3. 岐阜県	岐阜県	1. 愛知県、2. 三重県、3. 富山県	静岡県	1. 愛知県、2. 長野県、3. 岐阜県	愛知県	1. 岐阜県、2. 三重県、3. 静岡県	三重県	1. 愛知県、2. 岐阜県、3. 滋賀県	滋賀県	1. 三重県、2. 福井県、3. 岐阜県	被災県市	主たる応援県順位	静岡県	1. 富山県、2. 長野県	愛知県	1. 石川県、2. 岐阜県	三重県	1. 福井県、2. 滋賀県	<p>※本項では、「災害応急対応時から継続する人材及び資機材の支援」を総じて「支援」という</p> <p><u>（1）人材派遣及び資機材支援の終了・継続</u></p> <p>➤ <u>支援の終了</u></p> <p>1) 県内の支援の終了について、支援県・中部事務所に連絡</p> <p>➤ <u>支援の継続</u></p> <p>1) 県内市町村から支援の継続に係る要請を受領</p> <p>2) 県内他市町村等間で支援するよう調整</p> <p>3) 県内での支援調整が困難な場合、自県で不足する人材についても合わせて中部事務所に支援を要請</p> <p>4) 中部事務所から決定した支援を受領</p> <p>5) 決定した支援について、支援を要請した市町村に連絡</p> <p>6) 自県も支援を受ける場合、新たな支援元に連絡し、支援の詳細について調整</p> <p>7) 必要に応じ、支援の過不足・不均衡等の問題について、中部事務所からの助言を受領</p>	<p>※本項では、「災害応急対応時から継続する人材及び資機材の支援」を総じて「支援」という</p> <p><u>（1）人材派遣及び資機材支援の終了・継続</u></p> <p>➤ <u>支援の終了</u></p> <p>1) 支援県の場合、支援の終了について、被災県より連絡を受領</p> <p>➤ <u>支援の継続</u></p> <p>1) 追加支援に係る連絡を中部事務所から受領した場合、中部事務所と支援について調整</p> <p>2) 被災県・被災市町村からの連絡を受領し、支援の詳細について調整</p> <p>3) 必要に応じ、支援の過不足・不均衡等の問題について、中部事務所からの助言を受領</p>	<p>※本項では、「災害応急対応時から継続する人材及び資機材の支援」を総じて「支援」という</p> <p><u>（1）人材派遣及び資機材支援の終了・継続</u></p> <p>➤ <u>支援の終了</u></p> <p>—</p> <p>➤ <u>支援の継続</u></p> <p>1) 支援県候補について、中部事務所と調整</p>	<p>P. 47</p>
被災県市	主たる応援県順位																															
富山県	1. 石川県、2. 長野県、3. 岐阜県																															
石川県	1. 富山県、2. 福井県、3. 岐阜県																															
福井県	1. 石川県、2. 岐阜県、3. 滋賀県																															
長野県	1. 富山県、2. 石川県、3. 岐阜県																															
岐阜県	1. 愛知県、2. 三重県、3. 富山県																															
静岡県	1. 愛知県、2. 長野県、3. 岐阜県																															
愛知県	1. 岐阜県、2. 三重県、3. 静岡県																															
三重県	1. 愛知県、2. 岐阜県、3. 滋賀県																															
滋賀県	1. 三重県、2. 福井県、3. 岐阜県																															
被災県市	主たる応援県順位																															
静岡県	1. 富山県、2. 長野県																															
愛知県	1. 石川県、2. 岐阜県																															
三重県	1. 福井県、2. 滋賀県																															

7.2. 人材、資機材の確保（災害復旧・復興時に新たに必要となった支援）

中部地方環境事務所	被災県	被災県以外の県	環境省本省、他の地方環境事務所	広域連携計画 該当ページ等
<p>(2) 新たに必要となった人材、資機材の支援</p> <p>➤ 新たな支援要請～支援開始～新たな支援の終了・継続</p> <p>1) 支援の不足分について、被災県からの支援要請を受領</p> <p>2) 表 10 又は表 11 に示す応援県順位、必要に応じて環境省本省や他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて支援可能な県を探した上で、支援県候補と支援について調整</p> <p>3) 決定した支援について、被災県に連絡</p> <p>4) 支援の終了について、被災県より連絡を受領</p> <p>5) 必要に応じ、支援の過不足・不均衡等の問題について、被災県・支援県に助言</p>	<p>(2) 新たに必要となった人材、資機材の支援</p> <p>➤ 新たな支援要請～支援開始～新たな支援の終了・継続</p> <p>1) 県内市町村から新たな支援要請を受領</p> <p>2) 県で新たに必要となった人材も含め、県内の他市町村等から支援するよう調整</p> <p>3) 県内での支援調整が困難な場合、必要な期間を明示した上で、中部事務所に支援を要請</p> <p>4) 中部事務所から決定した支援を受領</p> <p>5) 決定した支援について、支援を要請した市町村に連絡</p> <p>6) 自県も支援を受ける場合、新たな支援元に連絡し、支援の詳細について調整</p> <p>7) 支援の早期終了に向けて、業務の効率化、配置転換、新規雇用、予算確保、業務発注等により人材・資機材を確保</p> <p>8) 支援の終了を判断した場合、支援の終了時期等について支援元の自治体等と調整</p> <p>9) 県内市町村における支援の終了に係る連絡を受領</p> <p>10) 県内の支援の終了について、支援県・中部事務所に連絡</p> <p>11) やむを得ず、広域での支援が長期にわたり必要な場合、支援元の自治体等と直接調整し、支援の交代又は継続の方法等について決定</p> <p>12) 支援元からの支援が困難な場合、1) 又は 2) からの手順により支援を確保</p> <p>13) 必要に応じ、支援の過不足・不均衡等の問題について、中部事務所からの助言を受領</p>	<p>(2) 新たに必要となった人材、資機材の支援</p> <p>➤ 新たな支援要請～支援開始～新たな支援の終了・継続</p> <p>1) 追加支援に係る連絡を中部事務所から受領した場合、中部事務所と支援について調整</p> <p>2) 被災県・被災市町村からの連絡を受領し、支援の詳細について調整</p> <p>3) 被災県・被災市町村が支援の終了を判断した場合、支援の終了時期等について調整</p> <p>4) 被災県・被災市町村への支援を終了</p> <p>5) 支援の終了について、被災県より連絡を受領</p> <p>6) 自県からの被災県・被災市町村への広域での支援が長期にわたり必要な場合、支援の交代又は継続の方法等について被災県・被災市町村と調整</p> <p>7) 必要に応じ、支援の過不足・不均衡等の問題について、中部事務所からの助言を受領</p>	<p>(2) 新たに必要となった人材、資機材の支援</p> <p>➤ 新たな支援要請～支援開始～新たな支援の終了・継続</p> <p>1) 支援県候補について、中部事務所と調整</p>	<p>P. 47</p>

7.3. 既存中間処理施設の活用及び仮設中間処理施設の整備

中部地方環境事務所	被災県	被災県以外の県	環境省本省、他の地方環境事務所	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ <u>広域中間処理の要請～広域中間処理の開始</u></p> <p>1) 必要に応じ、仮設処理施設又は広域中間処理の必要性について、被災県と相談</p> <p>2) 被災県から広域中間処理に係る要請を受領</p> <p>3) 広域中間処理が必要な市町村名、災害廃棄物等の種類、想定処理量、時期等を明示し、広域中間処理を要請した被災県以外の中部ブロック内の県に広域中間処理受入れの検討を要請</p> <p>4) 広域中間処理受入れの検討を要請した県から取りまとめた情報を受領</p> <p>5) 中部ブロック内における広域中間処理受入れの割り振り案を作成し、割り振られた県に受入れ準備を要請</p> <p>6) 被災県に広域中間処理の受入準備県の連絡先を伝達</p> <p>7) 広域中間処理の受入準備県等に可能な限り協力</p> <p>8) 必要に応じて、環境省本省やD.Waste-Netなどに広域中間処理受入れの準備に必要な協力を要請</p> <p>9) 広域中間処理の割り振り案が不可能となった場合、広域中間処理受入れ準備県からの連絡を受領</p> <p>10) 速やかに広域中間処理受入れの割り振り案を再検討し、上記5)からの手順により広域中間処理を調整</p> <p>➤ <u>進捗報告</u></p> <p>11) 被災県から被災県内の広域中間処理に係る集約結果を受領</p> <p>12) 毎月一回程度、中部ブロック内の広域中間処理の実績量・予定量等を被災市町村・受入市町村別に集約</p> <p>13) 集約結果を環境省本省に報告</p>	<p>➤ <u>広域中間処理の要請～広域中間処理の開始</u></p> <p>1) 県内での中間処理が困難な場合、仮設処理施設又は広域中間処理の必要性について、必要に応じ、中部事務所と相談の上、被災市町村に助言</p> <p>2) 広域中間処理が必要な場合、広域中間処理が必要な市町村名、災害廃棄物等の種類、想定処理量、時期等を明示し、中部事務所に要請</p> <p>3) 中部事務所から広域中間処理の受入準備県の連絡先を受領</p> <p>4) 広域中間処理の受入準備県等に可能な限り協力</p> <p>5) 広域中間処理受入れの準備が整った場合、広域中間処理受入れの準備が整った市町村からの連絡受領後、関係者間で協定締結等を調整</p> <p>6) 広域中間処理を速やかに開始</p> <p>7) 広域中間処理の受入準備県等から受入断念の報告があった場合、上記3)からの手順により広域中間処理を調整</p> <p>➤ <u>進捗報告</u></p> <p>8) 毎月一回程度、県内広域中間処理の実績量・予定量等を被災市町村・受入市町村別に集約</p> <p>9) 集約結果を中部事務所に報告</p>	<p>➤ <u>広域中間処理受入れ検討要請～広域中間処理開始</u></p> <p>1) 中部事務所から広域中間処理受入れ検討に係る要請を受領</p> <p>2) 県内市町村及び産業廃棄物協会等の民間団体等と協力して、県内の既存中間処理施設の管理者と調整し、広域中間処理受入れ可能量・受入れ条件等に関する情報を取りまとめ</p> <p>3) 取りまとめた情報を中部事務所に報告</p> <p>4) 中部事務所の作成する割り振り案に基づき、広域中間処理受入れの準備要請を受領</p> <p>5) 中部事務所の作成する割り振り案を受入れ施設の管理者に伝達</p> <p>6) 広域中間処理受入れ施設の管理者の場合、被災市町村及び立地市町村との調整を始め必要な調整・手配を開始</p> <p>7) 受入れの円滑のため、輸送手段等についても検討し、広域中間処理を要請した県に協力</p> <p>8) 広域中間処理受入れ準備が整った場合、受入れ準備が整った市町村からの連絡を受領</p> <p>9) 広域中間処理受入れに関する協定の締結等の調整に協力</p> <p>10) 広域中間処理受入れ施設の管理者の場合、広域中間処理を速やかに開始</p> <p>11) 県内市町村・施設管理者が広域中間処理の割り振り案を不可能と判断した場合、市町村・施設管理者から連絡を受領</p> <p>12) 広域中間処理の割り振り案が不可能となった場合、中部事務所に連絡</p> <p>➤ <u>進捗報告</u></p> <p>—</p>	<p>➤ <u>広域中間処理受入れ検討要請～広域中間処理開始</u></p> <p>1) 広域中間処理受入れの準備に必要な協力について、中部事務所からの要請を受領</p> <p>➤ <u>進捗報告</u></p> <p>2) 中部事務所から中部ブロック内の広域中間処理に係る集約結果を受領</p>	<p>P.48-52</p>

7.4. 再生資材の利活用

中部地方環境事務所	被災県	被災県以外の県	環境省本省、他の地方環境事務所	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ <u>再生資材の利活用</u></p> <p>1) 被災県から生資材の種類、発生量、発生時期、特性等の情報の集約結果を受領</p> <p>2) 各被災県からの情報を集約</p> <p>3) 中部ブロック内で発生が想定される再生資材の種類、発生量、発生時期、特性等に係る情報を中部地方整備局及び中部ブロック内の県を通じて中部ブロック内の自治体に周知</p> <p>4) 中部地方整備局及び中部ブロック内の県を通じて中部ブロック内の自治体に対して、再生資材の需要に係る情報提供を要請</p> <p>5) 中部地方整備局及び中部ブロック内の県から中部ブロック内で実施される公共事業の需要に係る情報を受領</p> <p>6) 中部ブロック内で実施される公共事業の需要に係る情報を被災県に提供</p> <p>7) 中部ブロック内の公共事業だけでは再生資材が余ることが想定される場合、環境省本省及び他の地方環境事務所と情報共有し、同様の手順で中部ブロック以外での公共事業における再生資材の利活用を調整</p>	<p>➤ <u>再生資材の利活用</u></p> <p>1) 自県及び県内各市町村の公共事業発注部局と調整し、再生資材の利活用を推進</p> <p>2) 県内の公共事業だけでは再生資材が余ることが想定される場合、再生資材の種類、発生量、発生時期、特性等の情報を集約し、中部事務所に報告</p> <p>3) 中部事務所から中部ブロック内で実施される公共事業の需要に係る情報を受領</p> <p>4) 中部ブロック内で実施される公共事業の需要に係る情報を被災市町村に提供</p>	<p>➤ <u>再生資材の利活用</u></p> <p>1) 中部事務所から中部ブロック内で発生が想定される再生資材の種類、発生量、発生時期、特性等に係る情報を受領</p> <p>2) 県内市町村に中部ブロック内で発生が想定される再生資材の種類、発生量、発生時期、特性等に係る情報を周知</p> <p>3) 中部事務所から再生資材の需要に係る情報提供の要請を受領</p> <p>4) 県内市町村に対して、域内の再生資材の需要に係る情報提供を要請</p> <p>5) 県内市町村から再生資材の需要に係る情報を受領</p> <p>6) 自県及び県内市町村が実施する公共事業等の再生資材の需要に係る情報を集約</p> <p>7) 集約結果を中部事務所に報告</p>	<p>➤ <u>再生資材の利活用</u></p> <p>1) 中部ブロック内の公共事業だけでは再生資材が余ることが想定される場合、と中部ブロック以外での公共事業における再生資材の利活用を調整</p>	<p>P.52-53</p>

7.5. 最終処分場の確保

中部地方環境事務所	被災県	被災県以外の県	環境省本省、他の地方環境事務所	広域連携計画 該当ページ等
<p>➤ <u>広域最終処分の要請～広域最終処分の開始</u></p> <p>1) 被災県から広域最終処分に係る要請を受領</p> <p>2) 広域最終処分が必要な市町村名、災害廃棄物の種類、想定処理量、時期等を明示し、広域最終処分を要請した被災県以外の中部ブロック内の県に広域最終処分受入れの検討を要請</p> <p>3) 広域最終処分受入れの検討を要請した県から取りまとめた情報を受領</p> <p>4) 中部ブロック内における広域最終処分受入れの割り振り案を作成し、割り振られた県に受入れ準備を要請</p> <p>5) 被災県に広域最終処分の受入準備県の連絡先を伝達</p> <p>6) 広域最終処分の受入準備県等に可能な限り協力</p> <p>7) 必要に応じて、環境省本省やD.Waste-Netなどに広域最終処分受入れの準備に必要な協力を要請</p> <p>8) 広域中間処理の割り振り案が不可能となった場合、広域中間処理受入れ準備県からの連絡を受領</p> <p>9) 速やかに広域中間処理受入れの割り振り案を再検討し、上記4)からの手順により広域中間処理を調整</p> <p>➤ <u>進捗報告</u></p> <p>10) 被災県から被災県内の広域中間処理に係る集約結果を受領</p> <p>11) 毎月一回程度、中部ブロック内の広域中間処理の実績量・予定量等を被災市町村・受入市町村別に集約</p> <p>12) 集約結果を環境省本省に報告</p>	<p>➤ <u>広域最終処分の要請～広域最終処分の開始</u></p> <p>1) 県内での最終処分が困難な場合、広域最終処分が必要な市町村名、災害廃棄物の種類、想定処理量、時期等を明示し、中部事務所に要請</p> <p>2) 中部事務所から広域最終処分の受入準備県の連絡先を受領</p> <p>3) 広域最終処分の受入準備県等に可能な限り協力</p> <p>4) 広域最終処分受入れの準備が整った場合、広域最終処分受入れの準備が整った市町村からの連絡受領後、関係者間で協定締結等を調整</p> <p>5) 広域最終処分を速やかに開始</p> <p>6) 広域最終処分の受入準備県等から受入断念の報告があった場合、上記2)からの手順により広域最終処分を調整</p> <p>➤ <u>進捗報告</u></p> <p>7) 毎月一回程度、県内広域中間処理の実績量・予定量等を被災市町村・受入市町村別に集約</p> <p>8) 集約結果を中部事務所に報告</p>	<p>➤ <u>広域最終処分受入れ検討要請～広域最終処分開始</u></p> <p>1) 中部事務所から広域最終処分受入れ検討に係る要請を受領</p> <p>2) 県内市町村及び産業廃棄物協会等の民間団体等と協力して、県内の既存最終処分場の管理者と調整し、広域最終処分受入れ可能量・受入れ条件等に関する情報を取りまとめ</p> <p>3) 取りまとめた情報を中部事務所に報告</p> <p>4) 中部事務所の作成する割り振り案に基づき、広域最終処分受入れの準備要請を受領</p> <p>5) 中部事務所の作成する割り振り案を受入れ施設の管理者に伝達</p> <p>6) 広域最終処分受入れ施設の管理者の場合、被災市町村及び立地市町村との調整を始め必要な調整・手配を開始</p> <p>7) 受入れの円滑のため、輸送手段等についても検討し、広域最終処分を要請した県に協力</p> <p>8) 広域最終処分受入れ準備が整った場合、受入れ準備が整った市町村からの連絡を受領</p> <p>9) 広域最終処分受入れに関する協定の締結等の調整に協力</p> <p>10) 広域最終処分受入れ施設の管理者の場合、広域最終処分を速やかに開始</p> <p>11) 県内市町村・施設管理者が広域最終処分の割り振り案を不可能と判断した場合、市町村・施設管理者から連絡を受領</p> <p>12) 広域最終処分の割り振り案が不可能となった場合、中部事務所に連絡</p> <p>➤ <u>進捗報告</u></p> <p>—</p>	<p>➤ <u>広域最終処分受入れ検討要請～広域最終処分開始</u></p> <p>1) 広域最終処分受入れの準備に必要な協力について、中部事務所からの要請を受領</p> <p>2) 中部ブロック内の公共事業だけでは再生資材が余ることが想定される場合、と中部ブロック以外での公共事業における再生資材の利活用を調整</p> <p>➤ <u>進捗報告</u></p> <p>3) 中部事務所から中部ブロック内の広域中間処理に係る集約結果を受領</p>	<p>P.53-56</p>

【用語集】

用語	定義
中部ブロック	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県の範囲
広域連携	県域を越えた連携
幹事支援県	被災県、支援県、中部地方環境事務所と調整し、支援を主導する県
支援県	幹事支援県以外で被災県を支援する県
緊急処理	県域を越えた緊急的な処理
幹事緊急処理県	被災県、緊急処理県、中部地方環境事務所、他県等との調整役や窓口機能を担うなど、緊急処理を主導する県
緊急処理県	幹事緊急処理県以外で被災県からの緊急処理要請対応を実施する県
中部9県1市協議会	災害時等の応援に関する協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するために設置したもの